

## 豊田都市計画生産緑地地区の変更（豊田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する

面 積	備 考
約61.2ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定している。今回は、生産緑地法第14条による生産緑地地区内における制限の解除に伴うもの、公共施設の敷地の用に供されたもの等について一部区域を変更するものである。

## 生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増減	変更後
一団数	391団地	-5団地	386団地
面積 (ha) (m <sup>2</sup> )	63.0ha (629,770m <sup>2</sup> )	-1.8ha (-18,043m <sup>2</sup> )	61.2ha (611,727m <sup>2</sup> )

## 箇所別調書

一団番号	区分	変更面積 (m <sup>2</sup> )	理由
1-13	その他	-732m <sup>2</sup>	分筆・地籍訂正及び宮上土地区画整理事業仮換地による面積訂正
1-14	その他	-797m <sup>2</sup>	分筆・地籍訂正及び宮上土地区画整理事業仮換地による面積訂正
1-29	その他	+5m <sup>2</sup>	分筆・地籍訂正
1-71	その他	+46m <sup>2</sup>	分筆・地籍訂正
1-72	その他	±0m <sup>2</sup>	分筆
1-137	除外	-503m <sup>2</sup>	制限解除（故障）
1-209	その他	±0m <sup>2</sup>	分筆
2-7	その他	-1,456m <sup>2</sup>	寺部土地区画整理事業仮換地による面積訂正
2-8	その他	-63m <sup>2</sup>	寺部土地区画整理事業仮換地による面積訂正
2-9	その他	-1,589m <sup>2</sup>	寺部土地区画整理事業仮換地による面積訂正
2-9	一部除外	-214m <sup>2</sup>	制限解除（死亡）
2-10	その他	-167m <sup>2</sup>	寺部土地区画整理事業仮換地による面積訂正
2-36	その他	±0m <sup>2</sup>	分筆
2-48	除外	-500m <sup>2</sup>	制限解除（死亡）及び残地面積不足による解除

一団番号	区分	変更面積 (㎡)	理由
3-15	一部除外	- 1, 9 0 6 ㎡	制限解除 (死亡)
3-23	除外	- 9 6 5 ㎡	制限解除 (死亡)
3-24	除外	- 9 3 5 ㎡	制限解除 (死亡)
4-35	一部除外	- 5, 3 1 5 ㎡	公共事業 (公園整備)
4-75	その他	- 2 ㎡	分筆・地籍訂正
7-7	除外	- 2, 9 5 0 ㎡	制限解除 (故障)
合 計	除外	- 5, 8 5 3 ㎡	
	一部除外	- 7, 4 3 5 ㎡	
	その他	- 4, 7 5 5 ㎡	
		- 1 8, 0 4 3 ㎡	